

物品競争入札参加資格審査申請書の提出要領
(電気自動車の募集)
(令和5年8月に申請していない方)

五島市物品競争入札参加資格の臨時募集を行います。

募集業種等

- ・業種：「1 車両類」、「2 各種車両部品」、「3 各種車両整備」
- ・取扱品目：「電気普通自動車」、「電気軽自動車」、「電気軽トラック」、
「電気自動車用バッテリー」、「各種車両整備全般（電気自動車）」

※電気自動車の車検の登録を希望される方は「各種車両整備全般（電気自動車）」に登録を希望してください。

五島市が発注する上記業種に係る競争入札に参加を希望する方は、資格審査申請書及び添付書類一式を提出してください。

1 申請者の資格要件 次の要件をすべて満たすこと

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ・ 五島市の市税を滞納していない者
(※五島市内に、本店(本社)、支店(支社)又は営業所等を有する場合のみ。)
- ・ 消費税及び地方消費税を滞納していない者

2 受付期間等

- (1) 期 間 令和5年10月20日～同年11月6日 (ただし、閉庁日は除く。)
- (2) 時 間 午前8時30分～午後5時15分 (正午から午後1時を除く。)
- ※毎週火曜日の午前中は、持参での提出は受け付けません。

3 提出書類

- (1) 物品競争入札参加資格審査申請書一式
- (2) 添付書類①～⑤※該当するもののみ、後記「11 添付書類」参照
- (3) 提出書類 チェックリスト

4 提出方法

郵送（令和5年11月6日の消印有効）持参又は電子申請でも可。
※書類に不備がある場合は、受付期間後の受付はできません。

5 提出場所及び問い合わせ先

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

五島市総務企画部 財政課 契約管財班 (☎0959-72-6173)

電子申請：五島市まるごと>トップページ>事業者向け情報>入札・契約情報・登録業者>競争入札参加資格審査申請>物品（五島市競争入札参加資格審査申

請：電気自動車の臨時募集）＞提出先

6 入札参加資格の有効期間

令和5年11月15日から令和7年3月31日まで

7 提出の際のお願い

- 「提出書類チェックリスト」（市様式）にて必ずご確認ください。（※必須）
※チェックリストは申請書類と一緒に提出ください。
- 申請書類等の左端2か所をホチキス止めにして提出してください。
※申請書の後ろに「11 添付書類（1）～（5）」、「チェックリスト」の順です。
- 申請書、証明書（写し）などは、**両面印刷**を活用してください。
- 物品競争入札参加資格審査申請書の作成にあたっては間違いのないように注意し、
申請書の各項目は該当のない場合を除きすべて記入ください。
※特に申請年月日、委任状の委任期間、電話番号等は漏れなく記入ください。
- 受付確認が必要な方は、あて先を明記した返信用封筒（切手貼付）またはハガキを添付してください。

《物品競争入札参加資格審査申請書の記入について》

1 物品競争入札参加資格審査申請書

- (1) 申請年月日は、申請書の提出日を記入してください。※郵送の場合、郵送日を記入。
 (2) 申請人の欄には、法人の場合は本社名、個人の場合は経営者名を記入ください。
 申請人の出先の欄は、委任しようとする場合のみ支店、営業所等を記入ください。

2 登録希望品目一覧表

登録を希望するものについて、取扱品目へ「○」を記入してください。

(記入例)

【登録希望品目一覧表】

※下記「○」をつけた品目について登録を希望します。

業種番号・業種		※取扱品目(○をつけてください)			提出書類 (★)
1	車両類	普通自動車	救急車	自動二輪車	
		軽自動車	軽トラック	消防自動車	
		自転車	トラック	消防ポンプ積載車	
		福祉車両	バス	塵芥収集車	
		電気普通自動車	○ 電気軽自動車	電気軽トラック	
2	各種車両部品	各種部品	バッテリー	ナンバープレート	
		電装品	タイヤ	○ 電気自動車用バッテリー	
3	各種車両整備	各種車両整備全般	○ 各種車両整備全般 (電気自動車)		

3 営業実態報告書

- (1) 報告書の基準日は、令和5年10月20日とします。
 (2) 従業員数(派遣社員・常勤役員は含まない)の五島市常駐勤務従業員数は、市外の本店又は他営業所等との兼任者は該当しません。
 (3) 車両台数(リースを含む)の五島市配置台数には、支店又は営業所等で、五島市に配置している台数を記入してください。
 (4) 機械設備等参考事項には、機械名、数等は、できるだけ詳しく記入ください。

4 支店等常駐職員一覧表【※五島市の支店・営業所のみ該当】

添付書類として、指定常駐勤務を証明できる書類（健康保険被保険者証（※社会保険に限る。）の裏表の写し又は雇用保険資格取得等確認通知書等）の提出をお願いします。提出できない場合は、雇用契約書など雇用が確認できる書類をお願いします。

※市内支店等とは、所在地が市内にある支店等で登録し、下記条件を満たす者。

- （１）五島市に法人税を納税し、かつ五島市に税の滞納のない者。
- （２）事務所に営業活動を行い得る常駐職員（責任者において営業活動を行う場合にあっては責任者とする。）が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。（常駐とは、１週間の所定労働時間が２０時間以上であること。）

5 委任状

- （１）支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は、必ず提出してください。
- （２）委任年月日は、令和５年１０月２０日から同年１１月６日の間です。
- （３）委任事項を抹消または訂正した場合は、その箇所に委任者の印を押してください。
- （４）委任期間は、令和５年１１月１５日から令和７年３月３１日までの間です。

6 使用印鑑届

- （１）使用印鑑は、入札書、見積書、請求書等に使用する印鑑を定めてください。
必ずしも実印による必要はありませんが、指輪印など変形しやすいもの、欠けているもの、すり減っているものは使用しないでください。
※会社印だけの登録は受け付けられません。必ず、代表者の印鑑を登録してください。
※届出した印鑑を使用せず、他の印鑑を使用している業者が見受けられるのでご注意ください。
- （２）届出日は令和５年１０月２０日から同年１１月６日の間の届出日を記入ください。
- （３）取引金融機関、口座名義人、種別、口座番号を必ず記入ください。電算処理を行うため、フリガナは必ず記入ください。

7 誓約書

- （１）熟読のうえ申請人（本社、本店）が記入してください。
違反した場合は、指名の取消し、または停止する場合があります。
- （２）誓約書の年月日は、令和５年１０月２０日から同年１１月６日の間です。

8 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿

「誓約書」「役員等名簿」を提出ください。

役員等名簿に記載する者は、法人の場合は代表者を含む役員全員（登記簿に載っている者で外部監査役等も含む）とし、個人の場合は代表者を対象者とします。

また、支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は委任先の代表者も記載してください。

※住所は地番まで記入してください。

※「役員等名簿」の未提出が多くありますので、必ず提出ください。

9 入札保証金免除申請書（市指定様式）

※五島市以外との契約があった旨を記載する場合は、その実績に係る証明書又は契約書の（写し）を添付してください。契約書（写し）を添付する際は、契約金額、相手先、契約期間、契約締結日が分かるようにコピーしてください。

※提出がない場合は、入札の際「入札保証金」が必要です。

※入札見積金額（税込）の5／100以上の額を、入札会場にて納付いただきます。

※令和3年11月15日以降の契約が対象です。

10 系列会社に関する届出書（市指定様式）

該当がない場合も「無」で提出が必要です。

11 添付書類 ※①～⑤については、申請日から3カ月以内に発行したものに限る。

	法人	個人
① 消費税及び地方消費税について未納のない証明 【※税務署で発行】	○ (税務署様式その3の3)	○ (税務署様式その3の2)
② 履歴事項全部証明書(法人のみ) (登記事項証明) 【※法務局で発行】	○	
③ 身分証明書(個人のみ)		○ ※本籍地の市町村で発行
④ 印鑑登録証明書	○ ※法務局で発行	○ ※居住地の市町村で発行
⑤ 五島市税の未納がないことの証明書(滞納のない証明書)	※五島市に本店、支店等がある場合に提出。	

(補足) ⑤…五島市税の未納がないことの証明書(滞納のない証明書)は以下のとおりに提出をお願いします。

【法人】市内本店…市税の滞納のない証明書
市内支店等：市税の滞納のない証明書及び五島市の法人税納税証明書

【個人】市税の滞納のない証明書

※⑤の証明書は、五島市税務課にて発行しています。

1 2 注意事項

- (1) 物品競争入札参加資格審査申請書の作成にあたっては間違いのないように注意し、申請書の各項目は該当のない場合を除き、すべて記入ください。
 ※特に申請年月日、委任状の委任期間、電話番号等は漏れなく記入ください。
- (2) 申請書等の内容（代表者・受任者、住所、電話番号など）に変更があった場合は、些細な事項にかかわらず、必ず変更届を提出してください。
- (3) 法人格を有する業者の入札指名等について、全部事項証明書と登録希望品目に明らかな隔たりがある場合は、原則選定業者としません。ただし、指名業者が少ないような場合は、選定業者として指名します。
- (4) 該当する品目に登録業者が多く、入札頻度の高い入札に関しては、受注機会の均等化・拡大の点から複数に分けて業者選定し、入札を執り行います。

1 3 申請書の内容に変更があった場合

申請書を提出後に内容の変更があった場合は、「別表 2 申請内容に変更があった場合の提出書類」に該当する書類を提出ください

なお、役員等名簿は、記載内容に変更があっても提出不要ですが、必要に応じて五島市から提出を求めることがあります。

【別表 2】

○申請書の内容に変更があった場合の提出書類

変更内容		提出書類			
		変更届	委任状	使用印鑑届	登記簿謄本
本社・本店	社（店）名	○	○		○
	代表者	○	○		○
	所在地	○			○
	使用印鑑	○		○	
	電話・FAX番号	○			
委任先	受任者	○	○		
	所在地	○			
	使用印鑑	○		○	
	電話・FAX番号	○			